別表第八第二の表監視設備の項中

局設置遠隔収容装置

を

局設置遠隔収容装置	局設置簡易遠隔収容装置

に、

電力設備（小規模局用電源装置）

を

電力設備（可搬型発動発電機）	電力設備（小規模局用電源装置）

に改める。

伝送無線機械	伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、無線鉄塔、無線アンテナ、衛星通信設備 （き線点遠隔収容装置～加入者交換機間伝送のうち、遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間伝送、局設置遠隔収容装置～加入者交換機間伝送、加入者交換機～中継交換機間伝送、中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間伝送に係るものに限る。）
市外線路	光ケーブル、海底光ケーブル、海底中間中継伝送設備 （き線点遠隔収容装置～加入者交換機間伝送のうち、遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間伝送、局設置遠隔収容装置～加入者交換機間伝送、加入者交換機～中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に係るものに限る。）

を

伝送無線機械	伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、無線鉄塔、無線アンテナ、衛星通信設備 （き線点遠隔収容装置～加入者交換機間伝送のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局又は局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間伝送、局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間伝送、局設置遠隔収容装置～加入者交換機間伝送、加入者交換機～中継交換機間伝送、中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間伝送に係るものに限る。）
市外線路	光ケーブル、海底光ケーブル、海底中間中継伝送装置 （き線点遠隔収容装置～加入者交換機間伝送のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局又は局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間伝送、局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間伝送、局設置遠隔収容装置～加入者交換機間伝送、加入者交換機～中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に係るものに限る。）

に

改める。

別表第八第二の表空調設備の項帰属対象設備の欄中「遠隔収容装置」を「局設置遠隔収容装置」に改める。

別表第八第二の表電力設備の項中

小規模局舎用蓄電池	局設置遠隔収容装置、伝送装置、中間中継伝送装置、海底中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置及び衛星通信設備	電流比

を

小規模局舎用蓄電池	局設置簡易遠隔収容装置、局設置遠隔収容装置、伝送装置、中間中継伝送装置、海底中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置及び衛星通信設備	電流比
可搬型発動発電機	局設置簡易遠隔収容装置、局設置遠隔収容装置、伝送装置、中間中継伝送装置、海底中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置及び衛星通信設備	電流比

に

改める。

別表第八第二の表機械室建物及び機械室土地の項中「遠隔収容装置」を「局設置簡易遠隔収容装置、局設置遠隔収容装置」に改める。

局設置遠隔収容装置

局設置簡易遠隔収容装置	局設置遠隔収容装置

き線点遠隔収容装置

局設置簡易遠隔収容装置	き線点遠隔収容装置